

資料1. 第二種奨学金貸与期間延長(最高学年の学生対象)

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了(予定)が令和2年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することで、貸与期間を最大1年延長できます。なお、令和3年度の在学採用において、第二種奨学金の新規申込みも可能となります。詳細は、追ってお知らせいたします。

(1)対象学年

最高学年

(2)対象者の要件

次の①～③の全てを満たす者

- ① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

(3)提出書類

「第二種奨学金貸与期間延長願」※教務学生課窓口で配付

(4)提出期限

令和2年12月28日(月)

(5)延長期間

貸与期間を最大1年延長

(貸与終了予定が令和3年3月の場合、令和4年3月まで延長可能)